

電気供給業に係る法人事業税の課税方式及び税率の見直しについて

R2.12.1 千葉県

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち**小売電気事業等**及び**発電事業等**に係る法人事業税の課税方式及び税率の見直しがありました。

この改正は**令和2年4月1日以後に開始する事業年度**から適用されます。

1 課税方式の変更 (地方税法(「以下法という」)第72条の2第1項第2号、第3号)

【改正前】

| 区分 | 課税方式 |
|----------|------|
| 全ての電気供給業 | 収入割 |



【改正後】

| 事業の区分 | 課税方式 | |
|---|------------------------------|------------|
| | 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(※1) | 左記以外の法人 |
| 小売電気事業等・発電事業等 以外 の電気供給業(第2号)(※2) | 収入割額 | |
| 【新設】 小売電気事業等・発電事業等(第3号) | 収入割 付加価値割 資本割 | 収入割 所得割 |

※1 公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団・財団法人を除きます。なお、資本金の額又は出資金の額の判定時期については、事業年度終了の日(仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては、解散の日)の現況によります。

※2 送配電事業等

再生可能エネルギー(太陽光発電等)の固定価格買取制度により電気を供給する事業は、「発電事業等」に該当します。課税方式が変更となりますのでご注意ください。

2 小売電気事業等・発電事業等に係る税率の変更 (法第72条の24の7第3項)

小売電気事業等又は発電事業等(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)を行う法人に適用される税率は以下のとおりです。

<発電又は小売電気事業等に対する課税方式及び税率>

| 事業の区分 | 法人の種類 | 課税方式及び税率 | | | | |
|----------------|------------------------------|---------------|--------------------------|----------------|------------------|----------------|
| | | 【改正前】 | 【改正後】 ※R2.4.1以後に開始する事業年度 | | | |
| 小売電気事業等及び発電事業等 | 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(※1) | <収入割> 1.0% | ⇒ | <収入割> 0.75% | <付加価値割> 0.37% | <資本割> 0.15% |
| | 上記以外の法人 | <収入割> 1.0% | ⇒ | <収入割> 0.75% | <所得割> 1.85% | |

<特別法人事業税(小売電気事業等・発電事業等)の税率> ※1

| 課税標準 | 法人の種類 | 税率 | |
|----------|---------------------|-------|--------------------------|
| | | 【改正前】 | 【改正後】 |
| 基準法人収入割額 | 小売電気事業等及び発電事業等を行う法人 | 30% | ⇒ 40% ※R2.4.1以後に開始する事業年度 |

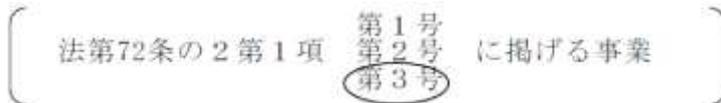
※1 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条第5項

3 小売電気事業等・発電事業等に係る申告書の様式について

改正に伴い確定申告書（第6号様式）及び予定申告書（第6号の3様式）にそれぞれ（その2）が追加されました。小売電気事業等又は発電事業等を行う法人は、新様式による申告が必要です。

- 確定申告書……（改正前）第6号様式 ⇒（改正後）**図 第6号様式（その2）**
- 予定申告書……（改正前）第6号の3様式 ⇒（改正後）**図 第6号の3様式（その2）**

また、所得等課税事業(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)を併せて行う場合、第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）、別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）、第10号様式（課税標準の分割に関する明細書）等の様式を事業区分ごとに作成してください。（下図のように該当する事業区分に丸印をつけます。）



【参考】地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章の用語について

- ①所得等課税事業：法第72条の2第1項**第1号に掲げる事業**（以下の②、③以外の事業）
- ②収入金額課税事業：法第72条の2第1項**第2号に掲げる事業**（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等）
- ③収入金額等課税事業：法第72条の2第1項**第3号に掲げる事業**（**小売電気事業等及び発電事業等**）

4 所得の計算に関する経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。（※地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）

5 Q&A

Q1 小売電気事業等や発電事業等とはどのようなものですか。

A1 小売電気事業… 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

発電事業…… 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業又は、自らが維持し運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

（法第72条の2第1項第3号、法施行規則第3条の14第1項）

Q2 収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行っており、それぞれの課税標準額を区分計算により算定しています。この場合、所得等課税事業で生じた欠損金額（個別欠損金額）を収入金額等課税事業に係る所得から繰越控除することはできますか？

A2 できません。各事業年度の収入金額等課税事業（地方税法第72条の2第1項第3号口に掲げる法人が行う事業に限ります。）又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額（個別欠損金額）に限るものとされています。

（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章4の7の4（3））

<問い合わせ先> 詳細は管轄の県税事務所へお問い合わせください。

| 事務所名 | 電話番号 | 事務所名 | 電話番号 |
|----------|--------------|----------|--------------|
| 中央県税事務所 | 043(231)2300 | 旭県税事務所 | 0479(62)0772 |
| 千葉西県税事務所 | 043(279)7111 | 東金県税事務所 | 0475(54)0223 |
| 船橋県税事務所 | 047(433)1278 | 茂原県税事務所 | 0475(22)1721 |
| 松戸県税事務所 | 047(361)2279 | 館山県税事務所 | 0470(22)7117 |
| 柏県税事務所 | 04(7147)8743 | 木更津県税事務所 | 0438(25)1110 |
| 佐倉県税事務所 | 043(483)1114 | 市原県税事務所 | 0436(22)2171 |
| 香取県税事務所 | 0478(54)1314 | | |